

新潟市秋葉区農業委員会 2 月定例総会議事録

1 開催日時 令和 2 年 2 月 28 日（金）午後 3 時 30 分から午後 4 時 40 分

2 開催場所 秋葉区役所 401 会議室

3 出席委員 (14 人)

委員	1 番	鈴木 儀一
委員	2 番	長井 範親
農地部会長	4 番	佐藤 英一
委員	5 番	佐々木 和美
農地部会長	7 番	阿部 信行
農政振興部会長職務代理者	8 番	坂上 静男
委員	9 番	早川 秀則
委員	10 番	窪田 陽一
委員	11 番	上田 一男
会長	12 番	小倉 栄造
委員	13 番	伊藤 君雄
会長職務代理者	14 番	平野 榮治
農地部会長職務代理者	15 番	松田 洋一
委員	16 番	佐藤 千穂子

4 欠席委員

3 番	砂原 剛
6 番	笠原 綱生

5 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

9 番	早川 秀則
10 番	窪田 陽一

第 2 議事

議案第 34 号	新潟市農用地利用集積計画の決定について
議案第 35 号	農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について
議案第 36 号	農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について
議案第 37 号	農地法第 3 条許可申請に関する意見決定について

報告事項	新潟市農用地利用配分計画（案）について
報告事項	農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について

報告事項	農地の転用事実に関する照会書について
報告事項	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告事項	農地法第5条転用届出に関する受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	佐藤 敏宏
事務局次長	山田 光行
農政振興係長	白川 文夫
農地係	真柄 和朗

7 会議の概要

事務局長 (佐藤局長)	お疲れ様です。定刻になりましたので、ただ今から新潟市秋葉区農業委員会、令和2年2月定例総会を開会いたします。 それでは、最初に小倉会長からご挨拶をいただきます。
会長	<挨拶>
局長	ありがとうございました。 それでは、議事日程に従いまして議事に入らせていただきます。 なお、本日は、3番砂原委員、6番笠原委員から欠席届をいただいておりますが、会議は農業委員会会議規則第4条により成立しています。 それでは、同規則第5条の規定により、小倉会長から議長を務めていただきます。よろしく願いいたします。
議長(小倉会長)	それでは最初に議事録署名委員についてお諮りいたします。 議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (異議なし)
議長	皆さんから異議がありませんので、9番・早川委員、10番・窪田委員を指名いたします。よろしく願いいたします。
議長	それでは、議案として提案されている案件に入ります。
議長	議案第34号、新潟市農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(白川係長)

議案書 1 ページ、議案第 34 号、新潟市農用地利用集積計画の決定についてをご覧ください。

利用権設定の新規分、新津地区が 8 件、小須戸地区が 4 件、筆数 78 筆、面積 113,311 m²であります。

なお、このうち 2 番と 9 番につきましては、農業生産法人ではない一般法人による新規参入であるため、農政振興部会の調査案件となりました。

4 ページからは利用権設定の更新分、新津地区 35 件、小須戸地区 5 件、筆数 267 筆、面積 261,464 m²であります。

12 ページは売買で新津地区が 2 件、小須戸地区が 3 件、筆数 25 筆、面積 29,238 m²であります。

13 ページからは利用権の移転分、新津地区 24 件、小須戸地区 7 件、筆数 195 筆、面積 172,330 m²であります。

20 ページからは中間管理事業分で、新津地区が 21 件、小須戸地区が 1 件、筆数 103 筆、面積 94,406 m²であります。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

25 ページをご覧ください。

新潟市農用地利用集積計画の公告について（依頼）案でございます。農業経営基盤強化促進法第 19 条に基づく公告依頼年月日は、令和 2 年 3 月 13 日となります。

26 ページには地区別実績表を添付いたしました。

以上です。

農政振興部会長

令和 2 年 2 月 12 日に開催されました農政振興部会における、議案第 34 号に関係する一般法人の新規参入案件について報告いたします。

最初に事務局より、基盤強化促進法に基づいた法人の新規参入について、農地利用集積計画の要件を満たすかどうか審査するための聞き取り調査であることの説明を受けた後、2 件の聞き取り調査を実施しました。

議案書 2 ページ 9 番の案件です。

本件の借受人である有限会社 A の代表取締役 B 氏から今回の法人参入に至った理由、参入後の営農計画について説明してもらいました。

それによりますと、A は、碎石の生産・販売をしている C 株式会社の子会社として、水稻用の焼土・培土の製造販売の事業をしていますが、秋葉区で園芸用培土の配合等の調査・試験をしていたところ、貸付人の D 氏のところに後継者がいないことを知り、従業員の業務閑散期の仕事として新規事業の農業参入を計画したとのことでした。

また、平成 30 年からは社員 2 名を D 氏のところに出向させ、花き園芸の教育指導を受けていると言っておられました。

現在、花き農家は後継者不足であり、今後は地主のD氏と協働で雇用の安定と規模拡大により黒字経営を目指していくと話しておられました。

次に、参入後の栽培品目・販売計画を尋ねると、バラ、菊、アザレアの鉢物などを栽培する予定で、労働力は社員2名とパート2名で、出荷方法はD氏の販売ルートを利用して販売していくとのことでした。

その後、委員の皆様から「後継者不足の中で心強いが、参入後の経過報告をお願いしたい。」「当面はやむを得ないが、販売ルートは独自で確立して欲しい。」などの意見が出ましたが、反対意見はなく、最後に私から、地域の花き園芸の生産振興に協力をお願いし、申請者もこれを了承しました。

次に、議案書1ページ2番の案件です。

最初に、本件の借受者である株式会社Eの代表取締役F氏から、今回の申請に至った理由、参入後の営農計画等について説明を聞きました。

それによると、株式会社Eは米の仕入れ・販売をしている会社で、平成2年に設立し、現在6名で事業をしているとのこと。また、会社は、現在は農業生産に関わってはいないが、従業員が生産に携わり栽培知識を身につけることにより、消費者に対する営業力を高めることを期待して参入を決定したとのこと。今後、同族会社のGとも連携しながら地域農業発展のため努力していきたいと言っておられました。

次に、常時中心になって農作業をする人は誰かとの質問に対しては、代表本人が中心になって農作業を行い、営業担当の従業員に教育指導していくとのことでした。

また、顧客の田植え・稲刈りなどの体験受入れや、ファン感謝祭的なイベントも計画していくと言っておられました。

その後、委員の皆様から、参入主旨や賃借料、予定している体験型の農作業に関する質問・意見もありましたが、特に反対意見はなく、最後に、私から注目しているので地域農業を盛り上げていただくことを要望し、申請者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

それでは、皆さんからご審議いただく前に、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触する委員の退席をお願いいたします。

議長

私と平野会長職務代理者も同様の理由で退席させていただきますので、農業委員会規則第6条の規定に基づきまして、委員の中で年長の佐藤千穂子委員に議長の代行をお願いいたします。

(小倉・平野・阿部・窪田委員退席)

議長代行	<p>皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長代行	<p>全員賛成ですので議案第 34 号は原案どおり決定しました。ここで退席委員の入室を許可します。</p>
	<p>(退席委員着席)</p>
議長代行	<p>それでは、ここで私は議長を退任し、小倉会長に議長を代わります。</p>
議長	<p>それでは次に移ります。 議案第 35 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局 (真柄主査)	<p>議案書 27 ページ、議案第 35 号、農地法第 4 条許可申請に関する処分決定についてご説明します。 番号 1、申請者 H 氏、 七日町地区の案件で、吉川推進委員の担当地区です。 本件は、太陽光発電設備設置の足場とする支柱設置のための一時転用許可申請です。この太陽光発電設備は平成 26 年に最初の一時転用の許可を得て、期間満了前の平成 29 年に再度一時転用許可を得、今回が 3 期目の一時転用許可申請になります。 転用申請面積は前回と同じく、畑 2 筆、1,067 m²のうち 0.2 m²です。 申請地は第 1 種農地に該当しますが、平成 30 年 5 月 15 日付け 30 農振第 78 号農林水産省農村振興局長通知の「支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて」により、当該設備の下部の農地における営農の適切な継続が確保できると見込めるため、一時転用許可相当と判断できるものです。 なお、認定農業者などの担い手が自らの農地を利用する場合や、荒廃農地を再生利用する場合は転用期間が 10 年以内となりますが、本申請はそれらの要件に適合しないため 3 年以内の期間となり、今回も 3 年間の申請です。 なお、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。 また、本件は農地部会に付されました。</p>
議長	<p>ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。</p>

(意見、質問なし)

議長

皆さんからのご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

令和2年2月25日に開催されました農地部会における、農地法第4条第1項の規定による許可申請1件について報告します。

議案書27ページ1番の案件です。

本件の譲受人H氏から当該設備の下部農地の営農状況について説明してもらいました。

それによれば、「過去2年続けて体調不良でできなかったが、去年は農協にミョウガを出荷した。育成は悪くなかったが粒が小さく、商品価値は低かった。今回、ニンニクを少し植えてみている。」とのことでした。

部会としては許可後の事業計画を確実に実施し、農地の活用を進めるよう指導し、申請者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第35号は、原案どおり決定しました。

議長

それでは次に移ります。

議案第36号、農地法第5条許可申請に関する処分決定について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局
(真柄主査)

次に議案書 28 ページ 議案第 36 号 農地法第 5 条許可申請に関する処分決定について、ご説明します。

番号 1、譲渡人 I 氏、
譲受人、J の代表役員 K 氏、
大安寺地区の案件で、杉山推進委員の担当地区です。
本件は、贈与による所有権移転の許可申請です。
申請面積は、休耕畑 2 筆、587 m²です。
本件は、露天駐車場を目的とした転用許可申請です。
譲受人はお寺で、お参りに来る方のための駐車場が不足したところ、寺の隣接地の農地を所有している譲渡人から贈与の話を受け申請に至りました。
申請地は第 1 種農地と判断され、既存施設に隣接し、既存敷地面積の 1/2 を超えていないことから、既存施設の拡張として、許可相当と判断されます。
申請地は農振農用地区域外農地で、転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。
また、本件は農地部会に付されました。
以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 1 件について報告します。

本件の譲受人 J の代表役員 K 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地は譲渡人が畑として貸していた土地でありましたが、借入者が高齢で耕作しなくなり、耕作放棄地のような状態になりました。譲渡人は檀家でも、近隣者でもありませんが、檀家を通してご寄付の話を受け、駐車場が不足していることもあり今回の申請に至ったとのことでした。

駐車場の工事の予定を尋ねたところ、お盆が最も利用される時期なので、7 月末までに駐車場として利用できるようにしたい。予算があればアスフ

アルトにしたいが、当面は碎石の予定であるとのことでした。

部会としては許可後の事業計画を確実に実施することを指導し、申請者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(意見、質問なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので議案第 36 号は、原案どおり決定しました。

議長

次に、追加議案の

議案第 37 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

(真柄主査)

議案第 37 号、農地法第 3 条許可申請に関する意見決定についてご説明します。

追加議案書 1 ページ、番号 1、

譲渡人 L 氏、譲受人 M 氏、

覚路津地区の案件で、石塚推進委員の担当地区です。

申請面積は田 23 筆、17,586 m²、畑 16 筆 7,065 m²、計 39 筆 24,651 m²です。

本件は同居親子間の経営移譲による使用貸借による権利設定です。このため本件は農地部会省略案件です。

次に、番号 2、

譲渡人 N 氏、譲受人 O 氏、

小屋場地区の案件で、小林推進委員の担当地区です。

本件は、贈与による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、田 4 筆、2,570 m²です。

譲受人は経営主が一人で経営を行っており、水稻を主体として、蔬菜と合わせて約 1.1ha 栽培しております。

譲渡人は、家庭の事情により現在県外に居住しており、管理できないという事で今回の申請に至りました。

申請地は農振農用区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

また、本件は農地部会に付されました。

続いて、番号 3、

譲渡人 P 氏、譲受人 Q 氏、

出戸地区の案件で、小林推進委員の担当地区です。

本件は、売買による所有権移転の許可申請です。

申請面積は、畑 1 筆、325 m²です。

譲受人は妻と経営しており、水稻を主体とした経営で、申請地と合わせて約 6.2ha の栽培を予定しております。

譲渡人は労働力不足のため、隣接農地を経営している譲受人に売買の申出をしたものです。

申請地は農振農用区域内農地で、移転行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

10 アール当たりの対価は 30 万円です。

また、本件は農地部会に付されました。

この議案第 37 号の案件は、いずれも農地法第 3 条第 2 項の各号に該当せず、許可要件のすべてを満たしています。

以上、事務局説明を終わります。

議長

ただ今の事務局からの説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問、ご意見がありませんので、次に本件で農地部会が開かれておりますので、阿部農地部会長から部会報告をしていただきます。

農地部会長

農地部会における、農地法第 3 条の規定による意見決定 2 件について報告します。

追加議案書 1 ページ 2 番の案件です。

本件の譲受人 O 氏の代理人の行政書士の R 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、申請地は譲受人の親の土地で、平成 14 年に婿であった譲

渡人に生前贈与しました。平成 22 年に家庭の事情で譲渡人は S 市に行き、会社員となり、10 年経過し、このたび〇家に戻そうという事で申請に至ったとのことでした。

所有している農機具がトラクターだけであることについて尋ねたところ、田植えや管理などは譲受人がやっているが、刈取りは委託しており、不足する農機具については刈取りを受託している方から借りているとのことでした。

現地調査したところ管理状況も問題なく、今後も耕作を継続するよう要請したところ、申請者もこれを了承しました。

次に追加議案書 1 ページ 3 番の案件です。

本件の譲受人 Q 氏から申請に至った理由について説明してもらいました。

それによれば、譲渡人から土地を管理できないので買ってくれとの要望を受け申請に至ったとのことでした。

許可になったら耕作するよう指導し、申請者もこれを了承しました。

以上、報告を終わります。

議長

ただ今の農地部会報告について、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問、ご意見がありませんので、事務局の説明並びに部会報告のとおり、決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

皆さんから異議なしの声がありましたので取りまとめたいと思います。本案件について許可相当として意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので追加議案第 37 号は、許可相当として意見決定することとしました。

議長

それでは、次に報告事項に移ります。

報告事項、

新潟市農用地利用配分計画（案）について

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について
農地の転用事実に関する照会書について
農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
農地法第 5 条転用届出に関する受理について
一括して事務局の説明をお願いします。

事務局
(白川係長)

議案書の 29 ページをご覧ください。
新潟市農用地利用配分計画（案）についてでございます。
新津地区 24 件、小須戸地区 4 件、筆数 103 筆、面積 94,406 m²であります。
35 ページは利用権の移転分、新津地区 1 件、小須戸地区 2 件、筆数 28 筆、面積 24,020 m²であります。
つづいて議案書の 37 ページをご覧ください。
農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、賃貸借を合意解約した旨の通知書を受理したので報告いたします。
記載のとおり 27 件受理いたしました。

(真柄主査)

43 ページをご覧ください。
報告事項、農地の転用事実に関する照会書についてです。
記載内容のとおり 1 件回答しました。
44 ページをご覧ください。
報告事項、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について
です。
記載内容のとおり 5 件受理しました。
45 ページをご覧ください。
報告事項、農地法第 5 条転用届出に関する受理についてです。
記載内容のとおり 5 件受理しました。
以上です。

議長

ただ今の説明に対し、ご質問、ご意見はありませんか。

(質問、意見なし)

議長

皆さんからご質問がないようです。以上は報告案件ですのでご了解いただきたいと思います。

議長

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。

議長

それでは、これで令和2年度2月定例総会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

議事録に相違ないことを認める。

議 長 小 倉 栄 造

署名委員 早 川 秀 則

署名委員 窪 田 陽 一